

大分県行財政改革アクションプラン

[最終案]

平成 27 年 10 月
大分県行財政改革本部

「大分県行財政改革アクションプラン」の策定にあたって

本県では、これまで、将来に夢と希望を持つことができる県政を実現するため、また、納税者の負担によって支えられる行政を効率化するため、平成16年に「行財政改革プラン」、21年に「中期行財政運営ビジョン」、24年に「行財政高度化指針」を策定し、聖域なき行財政改革に取り組んでまいりました。

県民の皆様のご理解とご協力により、26年度末の財政調整用基金残高は431億円となり、行財政高度化指針の目標である27年度末残高323億円確保が達成できる見込みとなるなど、一定の行財政基盤が整えられてきたものと考えています。

行財政高度化指針は、今年度、最終年度を迎えますが、もとより行財政改革に終わりはありません。

今年度から新長期総合計画をスタートさせるにあたっては、それを支える行財政基盤の確立が不可欠であり、今回、今後の財政収支見通しを試算しました。

試算では、社会保障関係費の増大や公共施設の老朽化対策など、財政需要の増嵩が見込まれるため、行財政高度化指針による毎年度40億円の行革努力を行っても、31年度末の財政調整用基金残高は245億円に減少する見込みとなりました。さらに、国・地方を通じた財政健全化が求められていることから、今後の行財政運営は一層厳しさを増すことが懸念されています。

新長期総合計画の着実な実施に向け、安定的な財政運営を行うには、標準財政規模の10%にあたる320億円程度の財政調整用基金残高を常に確保していくことが必要です。31年度に不足すると見込まれる約80億円について、新たな行財政改革の取組を上乗せすることにより、確保していかなければなりません。

さらには、将来世代の負担を軽減するため、県債残高についても縮減に努めなければなりません。

このため、新長期総合計画の策定と時期を合わせて、「大分県行財政改革アクションプラン」を策定することにしました。

このアクションプランでは、「新長期総合計画を支える行財政基盤の強化」を基本目標に、これまで行ってきた取組についても見直すべきものは見直し、地道な取組についてもしっかりと実施していくこととしています。また、行財政改革の成果をより確実なものとするため、それぞれの取組について具体的な内容と時期を明示し、目標を持って計画的に取り組むこととしています。

策定にあたっては、行財政改革本部会議での検討や、県議会をはじめ、民間の有識者や県民の皆様からの多様なご意見・ご提言をいただき、その趣旨を反映したところです。

今後、全職員が一丸となって本アクションプランに掲げた取組項目を着実に実行し、新長期総合計画を支える行財政基盤の強化を図ってまいりたいと考えていますので、県民の皆様のご協力をお願いします。

平成27年10月

大分県知事 広瀬 勝貞

目 次

I 行財政改革に関する現状と課題

- 1 これまでの行財政改革の取組 1
- 2 今後の行財政運営の課題
 - (1) 少子高齢化・人口減少社会の到来 2
 - (2) 社会保障関係費の増大 3
 - (3) 公共施設・社会インフラの老朽化 4
 - (4) 将来の発展に向けた基盤づくり 4
 - (5) 職員数の状況と退職者の増加 5
 - (6) 一般財源確保の懸念 6
- 3 今後の財政収支見通し 7

II 行財政改革の基本的考え方 8

- 1 行財政改革の必要性 8
- 2 これからの行財政改革の視点 8
- 3 「大分県行財政改革アクションプラン」の策定 9
- 4 「大分県行財政改革アクションプラン」の基本目標 9

III 具体的な取組

- 1 歳入の確保
 - (1) 県税収入のさらなる確保 10
 - (2) 税外未収債権の管理強化 10
 - (3) 基金の見直し 11
 - (4) 有利な財源の確保 11
- 2 歳出の見直し
 - (1) 事務事業の見直し 12
 - (2) 総人件費の抑制 14
 - (3) 社会保障関係費の適正化 15
 - (4) 公債費等の抑制 15
 - (5) 公営企業の健全経営・あり方を見直し 16
 - (6) 危機に対応できる機動的な行財政運営 16

3	資産マネジメントの強化	
(1)	県有財産の利活用推進	17
(2)	公共施設等の総合的な管理	19
(3)	公の施設等の見直し	20
4	組織の見直し・人材の育成活用	
(1)	組織・機構の見直し	23
(2)	審議会等の効率的な運営と多様な意見の反映	24
(3)	公社等外郭団体等の見直し	24
(4)	人材の育成と活用	27
(5)	職員の意識改革と業務の効率化	29
5	多様な主体との連携・協働の推進	
(1)	NPO等民間との協働の推進	31
(2)	市町村との連携	32
(3)	県を越えた広域連携	33
IV	進行管理等	
1	計画期間	34
2	進行管理	34
3	大分県行財政改革アクションプランの改訂	34
[参考]	今後の財政収支見通し	35
	用語解説	37

I 行財政改革に関する現状と課題

1 これまでの行財政改革の取組

本県では、平成15年7月に行った中長期的な財政収支の試算において、国の三位一体改革の影響等により、地方交付税等の一般財源が大幅に不足し、財政再建団体に転落する恐れが明らかになりました。このため、「大分県行財政改革プラン」を策定し、他県に先駆けて16年4月からの5年間、徹底した行財政改革に取り組みました。

続く21年4月から24年3月まで、新たに策定した「大分県中期行財政運営ビジョン」に基づいて「安心・活力・発展プラン2005」に掲げた政策を推進しつつ、これを下支えするための行財政改革に取り組みました。

さらに、24年4月からは、「大分県行財政改革プラン」、「大分県中期行財政運営ビジョン」の成果を踏まえ、行政の質の向上と行革実践力の発揮を主眼とする「大分県行財政高度化指針」を策定し、引き続き行財政改革に取り組んできました。

【16～27年度の行財政改革の主な取組内容】

◇大規模施設の見直し

- ・香りの森博物館など11施設を廃止
- ・大分農業文化公園など25施設に指定管理者制度を導入
- ・大分スポーツ公園総合競技場など3施設にネーミングライツを導入

◇公社等外郭団体等の整理・統合、指導強化

- ・解散・統合：22団体、指導指針策定（21年度）

◇総人件費の抑制

- ・行財政改革プラン及び中期行財政運営ビジョンに基づく職員定数の削減1,030人(知事部局等775人、教育委員会255人)
- ・職員給与の見直し：知事等三役給料の削減（16年4月～19年3月）
管理職手当10%削減（16年4月～19年3月）
一般職給料2%削減（16年7月～19年3月）
級別構成の見直し、退職手当の見直し

◇組織の見直し

- ・地方機関の再編：12振興局→6振興局、保健所の再編など

◇県民サービスの向上

- ・各種相談体制、窓口の充実(いつでも子育てほっとラインの充実等)

◇政策県庁を支える人材育成

- ・人材育成方針の改訂、職員研修の充実・自治人材育成センター設置等

◇歳入の確保

- ・未利用財産の売却・貸付、広告収入の確保、ネーミングライツの導入(再掲)

◇歳出の削減

- ・事務事業の見直し、団体補助金の見直し、公債費の抑制、総人件費の抑制(再掲)

これらの改革の結果として、15年度から27年度までの間に、職員定数は、2,261人(△12.2%) [内訳：知事部局等△798人(△17.2%)、教育委員会△1,545人(△13.4%)、警察本部+82人(+3.5%)]が削減され、27年度当初予算における退職手当を除いた人件費は、15年度に比べて、309億円(△17.8%)が削減されました。また、27年度末の財政調整用基金残高は、持続可能な財政運営を支えるために必要な約320億円を大きく上回る407億円と見込まれます。

加えて、県債残高の総額は25年度以降マイナスに転じ、3年連続で減少するとともに、地方交付税の振替である臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は14年連続で減少する見込みとなるなど、3次にわたる行財政改革の取組と県民の皆様のご協力により「安心・活力・発展」の大分県づくりを支える一定の行財政基盤が整ってきたところです。

2 今後の行財政運営の課題

本県を取り巻く状況を考えると、今後の行財政運営について、様々な課題が想定されています。

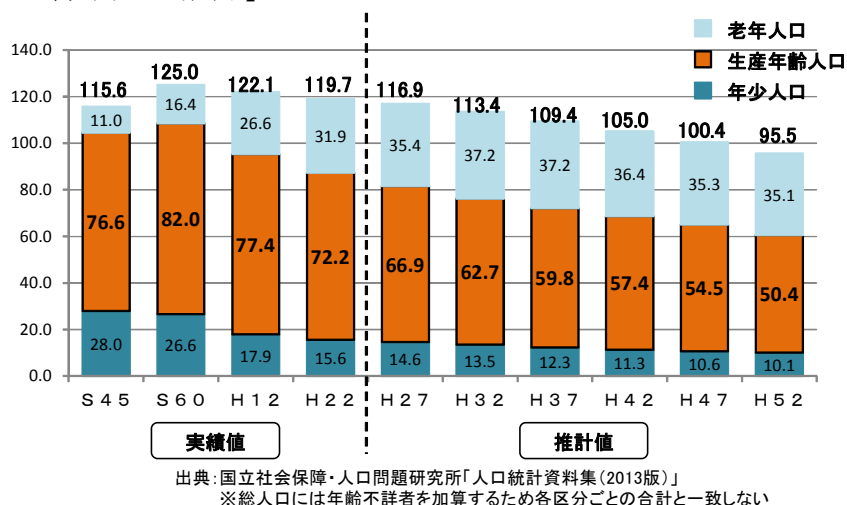
(1) 少子高齢化・人口減少社会の到来

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の総人口は減少を続け、平成60年には1億人を切り、今世紀末には5千万人を下回るとされています。

本県の人口は、昭和60年の125万人をピークに全国よりも早く減少に転じており、同推計では、平成22年の119万7千人が、30年後の52年には、95万5千人と、約24万人(20%)の減少が見込まれています。特に、生産年齢人口(15歳～64歳)については、72万2千人から50万4千人になり、県全体の人口減少率を上回る30%の減少となっています。

このことは、地方創生という新たな行政ニーズが生まれる一方、働き手の減少や需要の減退につながり、地域経済の低迷や税収の減少が懸念されます。

【本県の将来人口推計】

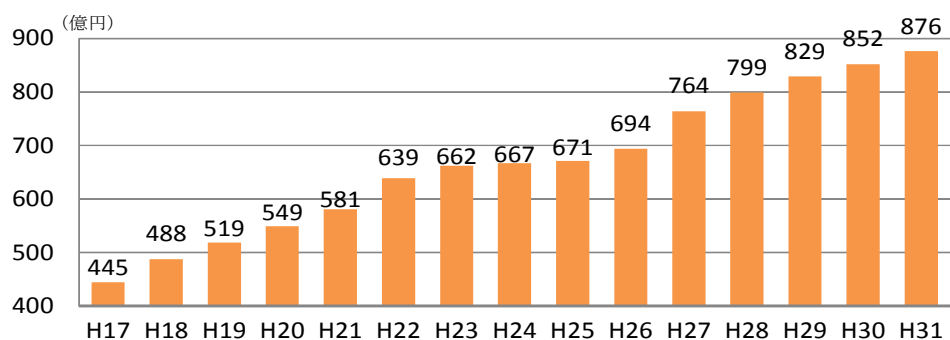


(2) 社会保障関係費の増大

人口減少に加え、少子高齢化の進展により、団塊の世代全員が75歳以上となる37年度に向かって、医療や介護などの社会保障関係費の増加が見込まれています。国全体の動向と同様に本県においても社会保障関係費の増加が続いており、17年から26年にかけて56%も増加しています。

また、今後は人口減少に歯止めをかけるため、子育て満足度日本一の実現に向けた取組など、結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実も重要であり、社会保障関係費の増加傾向が続くと予想されます。

【本県の社会保障関係費の推移（27年度以降は推計）】

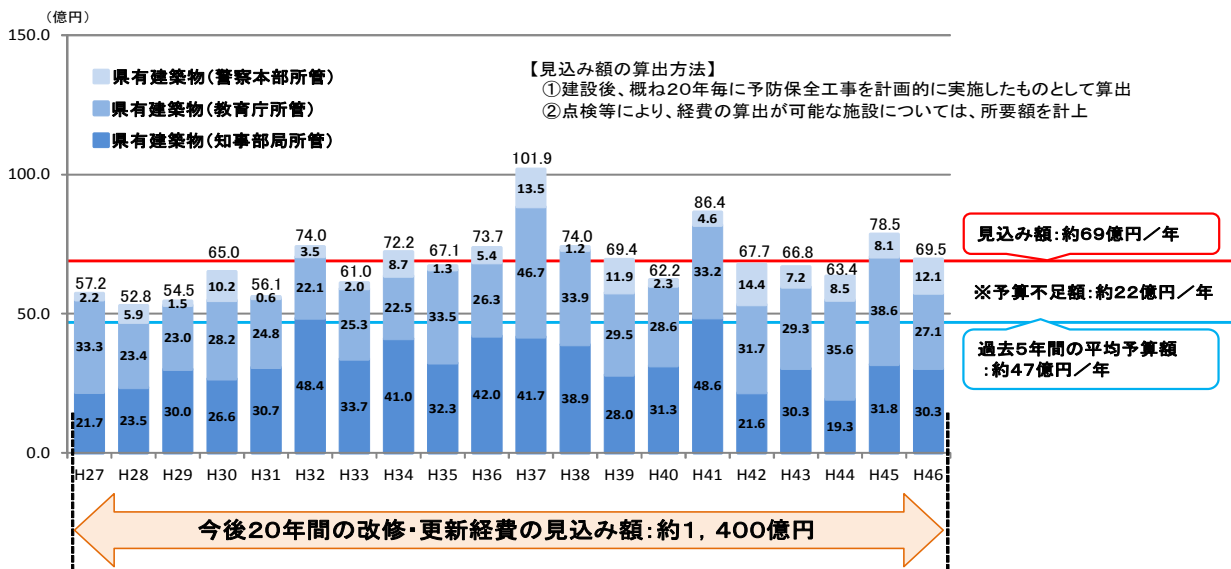


(3) 公共施設・社会インフラの老朽化

高度成長期以降に集中的に整備された公共施設や社会インフラについては、県有建築物の約52%が築後30年を経過し、橋梁では約30%が架設後50年を経過するなど、老朽化が進んでいます。

これらの老朽化が進む県有建築物や社会インフラを、より少ない費用で長く安心・安全に利用するため、27年7月に策定した「大分県公共施設等総合管理指針」に基づき、着実な点検の実施と計画的な予防保全工事による長寿命化などに取り組めます。それでも、県有建築物にあっては、その改修・更新経費は今後20年間で約1,400億円が必要と見込まれています。

【長寿命化を実施した場合の改修・更新経費の見込み（県有建築物）】



(4) 将来の発展に向けた基盤づくり

東九州自動車道などの高速交通ネットワークは、将来に向けた産業や観光振興の基盤づくりに重要です。引き続き、中津日田道路や中九州横断道路の整備促進に努める必要があります。

また、近い将来に発生が懸念されている南海トラフ地震・津波対策や、24年に発生した北部九州豪雨災害等の大雨による洪水被害等に対する防災・減災対策も重要です。

さらに、老朽化・狭隘化が著しい県立芸術文化短期大学の教育機能の充実を図るためのキャンパス整備や、武道を中心としながら多目的に利用できる県立屋内スポーツ施設の新設など、芸術文化やスポーツの振興などを通じた新たな地域振興施策が求められています。

(5) 職員数の状況と退職者の増加

①職員数の状況

これまでの行財政改革の取組によって、職員定数の削減は2,261人に上り、本県と人口が類似している他県と比べると、地理的な条件等の違いはありますが、人口10万人当たりの職員数は中位にとどまっています。また、行政分野ごとの人員配置の状況は、人員が少ない分野がある一方で、他県に比べて多い分野もあり、より効率的な人員配置に努める必要があります。

【一般行政職員数の人口類似団体の状況（平成26年4月1日現在）】

都道府県名	現員	人口 10万人 当たり	順位
青森県	3,926	287.2	8
岩手県	4,265	325.3	13
秋田県	3,359	313.9	11
山形県	4,125	358.4	19
富山県	3,295	302.0	10
石川県	3,195	274.7	7
福井県	2,787	344.9	15
山梨県	3,044	353.5	16
滋賀県	2,987	210.2	1
奈良県	3,024	215.5	2
和歌山県	3,585	354.2	17
鳥取県	2,988	509.0	23
島根県	3,269	459.8	22
山口県	3,710	257.1	3

(単位:人、位)

都道府県名	現員	人口 10万人 当たり	順位
徳島県	3,146	402.3	20
香川県	2,759	273.2	6
愛媛県	3,750	261.1	4
高知県	3,399	450.8	21
佐賀県	3,021	354.6	18
長崎県	4,184	293.8	9
宮崎県	3,719	325.7	14
沖縄県	3,831	264.6	5

大分県	3,790	316.6	12
-----	-------	-------	----

平均 (大分県除き)	3,426	326.9	—
---------------	-------	-------	---

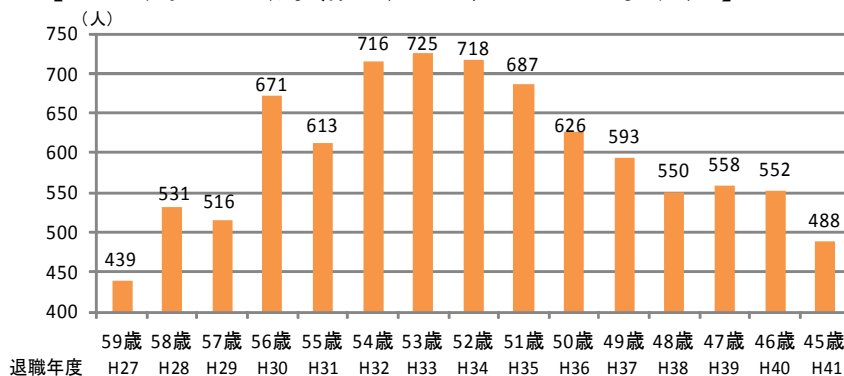
※1:人口類似団体(人口170万人未満の23団体)

※2:職員数が少ない団体から順位づけ

②退職者の増加

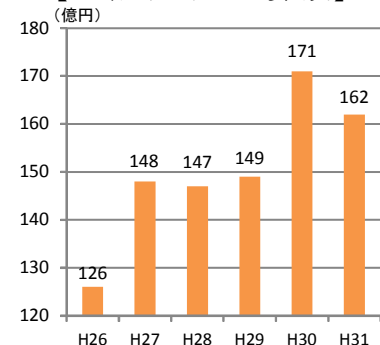
本県職員の年齢構成を見ると、小中学校教員や警察官などを含む県職員約1万7千人のうち、50歳以上の占める割合は37.4%（平成27年4月1日現在）と高くなっています。退職手当は、25年1月から26年7月まで、段階的に支給水準を約14.9%引き下げましたが、30年度以降は職員の大量退職が続き、退職手当総額の高止まりが続くことが見込まれます。

【45歳以上の職員数（27年4月1日現在）】



出典:平成27年度給与実態調査

【退職手当の試算額】



(6) 一般財源確保の懸念

①本県の財政構造

我が国の地方財政が国の財政と密接に関連している中で、本県の財政は、県税などの自主財源に限られ、歳入の2/3を地方交付税等の依存財源に頼っているため、国の地方財政政策に大きく左右されやすい構造となっています。

②国の財政健全化の取組の影響

本年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、国・地方を合わせた基礎的財政収支を32年度までに黒字化する目標を堅持するとし、地方の一般財源総額については、30年度までは27年度の水準を実質的に確保することが示されましたが、31年度以降については明らかにされていません。また、地方交付税についても、歳出効率化が進んだ自治体の経費水準を交付税額の算定に反映したり、リーマンショック後に設けられた特別加算措置を見直すなどの検討をすることとされています。

そのため、今後の国の財政健全化の取組によっては、一般財源の確保が困難となる可能性もあります。

【主な財政指標等の状況（26年度決算ベース）】

①財政力指数（平均的行政水準維持に必要な額に対する各団体の税収等の額の割合）

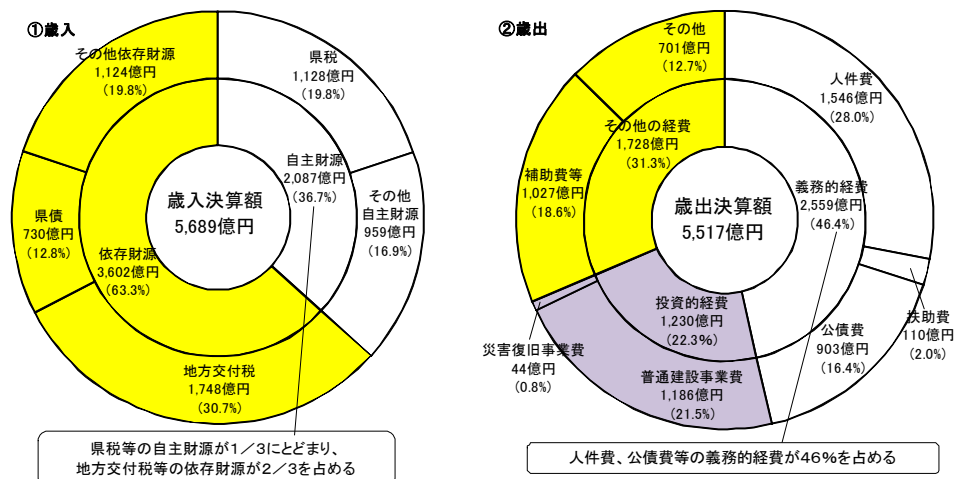
	本県	全国平均
財政力指数	0.34272	0.47388

自主財源が少なく、全国平均を下回っている

②県民一人当たりの主な歳入の内訳

	本県	全国平均
県税(千円)	96	115
地方交付税(千円)	149	117

【歳入歳出の状況（26年度決算ベース）】



3 今後の財政収支見通し

安定した財政運営のためには、経済の不況等による大幅な税収減や災害発生等による支出の増加に備え、標準財政規模（26年度決算ベースで3,243億円）の10%（同324億円）程度の財政調整用基金残高の確保が必要です。

しかしながら、今後の財政収支見通し（P35参照）では、行財政高度化指針と同様の年間40億円の歳入確保・節減の取組を行ったとしても、31年度末の財政調整用基金残高は245億円にまで減少することが見込まれます。

加えて、31年度以降の地方の一般財源総額の確保の見通しが国から示されていないこと、地方交付税制度の見直し検討も予定されていることなど、懸念材料も残されています。

II 行財政改革の基本的考え方

1 行財政改革の必要性

16年度以来継続して取り組んできた行財政改革により、一定の行財政基盤が整ってきたものの、少子高齢化などにより、県民ニーズが複雑化・多様化している中で、地方創生に向けた取組など新たな財政需要が生じています。これに対応するためには、効率的・効果的な行財政運営に努め、最小の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

加えて、「I 行財政改革に関する現状と課題」で見たように、少子化・人口減少社会の到来による社会構造の変化や社会保障関係費の増大、公共施設等の老朽化の進行、将来の発展に向けた基盤づくりなど様々な課題があります。一方、長期債務残高が諸外国に類を見ない水準に増嵩する中で、国・地方を通じた財政健全化が強く求められていることから、今後の行財政運営は一層厳しさを増すものと見込まれます。

新長期総合計画の着実な実施に向け、安定的な財政運営を行うには、標準財政規模の10%にあたる約320億円程度の財政調整用基金残高を常に確保していくことが必要です。行財政高度化指針と同様の毎年度40億円の歳入確保・節約の取組を行った場合でも、なお、31年度に不足すると見込まれる約80億円について、新たな行財政改革の取組を上乗せすることにより、確保していかなければなりません。

このため、従来から行財政改革に取り組み、成果を上げてきた本県においても、より一層の行財政改革に取り組み、行財政基盤の強化を図ることが必要です。

2 これからの行財政改革の視点

これからの行財政改革は、社会経済の変化に対して機動的に対応できる行財政運営を実現することが必要です。そのため、行政情報やストック情報などの「見える化」を図り、行政経営の視点を取り入れ、限りある行財政資源を必要な政策や施策に重点的に振り向ける「選択と集中」を一層推進します。

また、既に着手・実行した取組についても、10年以上の期間が経過したものもあり、今一度、原点に立ち返り、見直すべきものは見直していきます。

他方、これまでの行財政改革により、職員数を削減し、予算の構造では人件費や公債費が減少するなど、一定の筋肉質な体質ができてきましたので、職員一人ひとりが常に行革マインドを持ちながら、身の回りのことからしっかりと見直しを実行する、地道な取組も大切にしていきます。

3 「大分県行財政改革アクションプラン」の策定

行財政改革を進めるに当たっては、より成果を確実なものにするため、目標をもって計画的に取り組む必要があることから、今回、「大分県行財政改革アクションプラン」を策定します。

このアクションプランでは、

- 1 歳入の確保
- 2 歳出の見直し
- 3 資産マネジメントの強化
- 4 組織の見直し・人材の育成活用
- 5 多様な主体との連携・協働の推進

に取り組むこととし、それぞれの取組項目について具体的な内容と時期を明示します。

計画期間は、27年度の策定時から、新長期総合計画の中間見直し年である31年度までとします。

4 「大分県行財政改革アクションプラン」の基本目標

本アクションプランは、「新長期総合計画を支える行財政基盤の強化」を基本目標とします。

具体的には、

- ① 31年度末の財政調整用基金残高について、

標準財政規模の10%程度に当たる324億円を確保すること

※一般的に財政調整用基金残高は標準財政規模（≒県税収入＋普通交付税収入等）の10%程度を確保することが適正水準とされています。

- ② 31年度末の県債残高について、

総額で1兆300億円までに抑制すること

また、臨時財政対策債を除いて26年度末から10%減の6,150億円までに抑制すること

を目指します。

今後、次ページ以降の具体的な取組を行うことにより、上記の目標の達成が可能と見込んでいます。

Ⅲ 具体的な取組

1 歳入の確保

(1) 県税収入のさらなる確保

人口減少社会を見据え、定住人口・交流人口の増加に向けた施策の推進や、農林水産業や商工業等の振興に取り組むことにより、県内経済を活性化させ、税源の涵養を図ります。また、納付手段の多様化や徴収強化に取り組み、税負担の公平性と県税収入の確保を図ります。

- ・個人県民税については、従来から取り組んでいる県徴収職員の市町村への派遣に加え、さらなる徴収率向上のため、市町村との新たな徴収連携方策を検討し、実施します。【28年度から実施】
- ・自動車税については、納税者の利便性の向上のため、クレジット納税を導入するとともに、口座振替申込手続の簡素化やコンビニ納税の拡充を図ります。【28年度から実施】
- ・滞納整理に当たっては、納税者の生活実態を考慮するとともに、再三の催告に応じない滞納者に対しては、従来から実施しているタイヤロックに加え、取扱いが容易なミラーズロックを新たに導入します。【27年度から実施】
- ・マイナンバー制度の活用により課税業務の効率化を図るとともに、税の手続においても添付書類を削減するなど簡素化を図り、県民の利便性を向上します。【29年度から実施】
- ・森林環境税などの見直し時期が到来する税については、その効果や用途について検証するとともに、社会経済情勢の変化や県民の意見等を勘案しながら、そのあり方を検討します。【森林環境税、法人県民税超過税率分は27年度に見直し】
【産業廃棄物税は31年度に見直し】
- ・本県の人口や産業の特徴等を勘案しながら、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築と地方税財源の充実を国に求めていきます。【継続実施】

(2) 税外未収債権の管理強化

県からの貸付金や県有施設の使用料等の税外未収債権については、債権管理マニュアル等に基づく督促や債権管理簿による管理を徹底するとともに、サービサー等への回収事務委託導入を進め、確実な債権回収に努めます。【継続実施】

(3) 基金の見直し

資産の有効活用を図る観点から、基金の積極的な活用や緊急的な支出に備える基金について適正規模を勘案した積立を行うとともに、運用手法の見直しによる運用益の増大を図ります。

①積極的な活用

- ・産業廃棄物税基金について、産業廃棄物処理施設周辺の環境整備などに加え、再生利用率の低い廃プラスチック類等の排出抑制・再生利用や適正処理の推進にも積極的に活用します。【27年度から活用を拡大】
- ・環境保全協力金基金については、県外から持ち込まれる産業廃棄物の適正処理を徹底するため、環境測定機器の整備など、環境調査や監視体制の強化にも活用します。【27年度から活用を拡大】
- ・森林環境保全基金については、森林環境税が27年度末に第2期の終期を迎えることから、その効果や継続の必要性などを議論しているところですが、継続される場合は、森林の有する多面的かつ公益的な機能を維持していくため、荒廃森林の機能回復や木材の需要拡大などにも積極的に活用します。【28年度以降の継続状況に応じて実施】

②積立の見直し

- ・後期高齢者医療財政安定化基金については、収支不足等に備えて積立を行ってきましたが、保険料改定時に当面の必要額の確保が見込める場合は、28年度以降の積立の停止を検討します。【27年度中に積立の停止を検討】

③運用効率の向上

- ・基金に属する現金について、運用効率の向上させるため、基金別に行っている運用を複数基金による一括運用に切り替え、定期預金や地方債、地方公共団体金融機構債等による複数年運用を拡大します。【27年度から実施】

(4) 有利な財源の確保

国庫補助金や国の関係機関の助成金、元利償還金の一部が地方交付税に算入される地方債などの有利な財源について、制度の創設や改正等の情報収集に努め、積極的に活用します。

- ・事業の財源確保と事業への関心を高める取組として、ふるさと納税制度を活用し、個別事業を対象とした寄附金を募る制度の導入を検討します。【28年度からの実施に向けて検討】

2 歳出の見直し

(1) 事務事業の見直し

新長期総合計画の新たな目標の達成に向けて、限られた財源の中で効果的な事業構築を加速するため、事業の選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドをさらに徹底します。

予算編成においては、事業の廃止状況に応じて新規事業を要求できる仕組みを新たに設けるとともに、県政の最重点課題への対応のため特別枠を設定します。

また、予算執行段階においても、効率的・効果的な事業の実施に努めるとともに、不要・不急な支出を抑制し、少なくとも毎年度40億円の経費縮減を図ります。

【28年度当初予算から新たな予算要求基準を導入】

①補助金等の見直し

補助金については、目的や効果、県と市町村等との役割分担などを踏まえ、負担割合や県単独の上乗せ、事務費支援についてゼロベースから見直します。また、団体への補助金等の支出についても、その効果や県の関与のあり方を改めて整理し、適正化を図ります。

- ・ 県と市町村との役割分担の適正化の観点から、市町村の負担を軽減するために県の負担割合を引き上げているものについては、その後の状況変化を踏まえ、適宜見直しを行います。 【随時実施】
- ・ 各種団体の運営費の一部に充てられるなど、直接的な事業効果の低い補助金、報償金等については、必要性を精査した上で適正な内容に見直します。 【随時実施】
- ・ 県が実施する事業についても、県と市町村との役割分担を踏まえ、必要に応じて地元市町村に適正な負担を求めます。 【随時実施】

②物件費等の節減

- ・ 印刷経費について、コピー用紙の購入枚数の15%削減やカラー印刷の見直しに取り組みます。また、冊子、ポスター等の印刷物についても、必要性を精査した上で、電子冊子化やホームページへの掲載等の代替手段を活用するとともに、必要性の乏しいものは廃止します。 【27年度から実施】
- ・ 物品について、管理の効率性を高めるため、所属単位での文房具や図書の管理を複数所属をまとめて一元管理する方式に改め、在庫の削減を図ります。また、用品調達事務を簡素化し、経費の節減と業務の効率化を図ります。 【28年度から実施】

- ・テレビ会議システムやタブレット端末の利用を拡大するなど、庁内会議へのICTの導入を進め、旅費や印刷消耗品費を節減するとともに、職員の移動に要する時間の削減を図ります。【27年度から実施】
- ・車両管理について、車検等の実施にあたり、複数台の入札による一括発注を検討し、維持管理経費の削減を図ります。【28年度から試行】
- ・イベントや大会、講演会、研修会で継続的に実施しているものについて、必要性を検証した上で、廃止、縮小、簡素化などにより、経費の節減を図ります。【随時実施】
- ・公共事業に係る事務費については、適正な予算規模の検証を行い、効率的な執行に努めます。【27年度に検証】

③特別会計の見直し

状況の変化により存続意義の薄れた特別会計は廃止します。また、経営の観点から事業会計の収支を改善し、一般会計からの繰出金を低減させます。

- ・中小企業設備導入資金特別会計について、企業者等からの償還が終了し、新規貸付予定のない「小規模企業者等設備導入資金」の貸付原資を一般会計に引き上げ、中小企業基盤整備機構からの借入を原資とする「高度化資金」の資金償還に合わせて特別会計を廃止します。なお、廃止の際に残る資金制度については、一般会計に移行して管理します。【28年度に小規模企業者等設備導入資金を引き上げ】
【資金の償還に合わせて31年度を目途に特別会計を廃止】
- ・就農支援資金特別会計については、これを廃止し、一般会計から繰り出していた貸付原資を引き上げます。【27年度末で特別会計を廃止】
- ・港湾施設整備事業特別会計については、「中期事業計画」を策定し、中長期的な視点に立って必要な整備を進めます。また、収支改善による単年度の黒字化を早期に実現し、一般会計からの繰入を廃止するとともに、黒字継続を目指します。
【27年度中に中期事業計画策定、29年度に単年度黒字達成】

④事務事業評価と監査の活用

- ・事務事業評価について、実施事業の評価結果等が一目で分かるよう個別調書の記載内容を簡明にするとともに、評価責任者の明記及び今後の方向性の明確化を図り、評価結果の事務事業の見直しや廃止への的確な反映など実効性を高めます。
【27年度から実施】

- ・監査委員が行う監査や外部専門家による包括外部監査などの結果や意見を活用し、事務事業の見直しや効率化を図ります。【継続実施】

⑤新たな公会計基準を活用した行財政運営

国が26年4月に公表した全国統一の新たな公会計基準に基づき、本県の財務書類の作成に企業会計的手法を導入し、他団体との財務状況の比較性を高めます。新たな基準では事業別・施設別財務書類が作成可能となることから、これを活用し、ストック情報も含めたフルコスト分析による他団体の類似事業や施設との比較を通じて、効率的な事業執行、施設運営に取り組みます。【28年度決算から財務書類を作成】

⑥アウトソーシングによる民間活力の活用

限られた人的資源を有効に活用するため、これまでの施設管理等に係る業務に加え、定型的な行政サービス等についても、民間が持つ技術やノウハウを活用することにより、県民サービスの向上や効率化が図られる事務について、アウトソーシングを拡大します。

[取組の具体例]

- ・一般用医薬品登録販売者試験
- ・調理師試験
- ・介護支援専門員実務研修受講試験
- ・電気工事士免状交付等事務

【28年度からの委託を検討】

(2) 総人件費の抑制

これまでの行財政改革では、職員定数の削減と職員給与の見直しにより総人件費の削減に努めてきましたが、行財政を取り巻く環境の変化による新たな行政需要にも対応できるよう、引き続き、総人件費の抑制に努めます。

- ・新長期総合計画に基づく「大分県版地方創生」の実現を目指した政策展開等の新たな行政需要が発生する中であっても、総人件費の抑制を念頭に、他県と比較して人員が多い行政分野等においては、組織・機構や業務体制の見直しによる定数の最適化を図るとともに、選択と集中による効率的・効果的な定数の再配分に努めます。特に、退職者が増加する一方で、再任用職員の増加も見込まれる中、職員の採用は、単に退職者数に応じた補充とならないよう、必要性を精査したうえで最小限度のものとしします。【継続実施】

- ・職員給与については、総人件費の観点のみならず、県民の理解と納得が得られるよう、引き続き、国や他の地方公共団体、民間企業との均衡を図りながら、適正な運用を行います。また、新たな人事評価制度を導入し、能力と実績に基づく人事管理を徹底するとともに、条例に等級別基準職務表を定め等級別・職名ごとの職員数を公表することで透明性を確保し、引き続き、級別人員構成の適正化に努めます。

【28年度から実施】

(3) 社会保障関係費の適正化

社会保障関係費については、高齢化の進展により、今後もさらなる増加が見込まれることから、効率化や予防対策等を推進し、引き続きその適正化に向けて取り組みます。

- ・医療・介護サービス等を必要とする県民に対しては、適切に提供することを基本スタンスとしつつ、生活習慣病対策等による健康寿命の延伸や、病床の機能分化・連携などによる効率的な医療提供体制の整備、介護予防や自立支援型ケアマネジメントの推進などによる地域包括ケアシステムの構築などに取り組み、医療費、介護給付費の適正化を図ります。

【継続実施】

- ・生活保護制度の適正な運用に引き続き取り組むとともに、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立に向けた支援を実施します。

【27年度から生活困窮者自立支援を実施】

- ・県単独扶助費のうち、全都道府県で実施している子ども医療費助成制度等については、国による制度化を継続して働きかけます。

【継続実施】

(4) 公債費等の抑制

臨時財政対策債の残高の増嵩や金利の上昇等により、今後、公債費負担の増加が懸念されることから、県債残高の抑制及び金利負担の低減に引き続き取り組みます。

- ・臨時財政対策債を除く実質的な県債残高について、交付税措置のない県債の発行抑制や繰上償還の実施などにより、引き続き残高の減少に努めます。

【随時実施】

- ・県債の発行に際し、借入先、借入時期、借入期間等について多様な資金調達に努め、借入コストや金利変動リスクの低減を図ることにより公債費を抑制します。

【随時実施】

- ・職員住宅等の建設に係る借入償還金についても、繰上償還を実施し、将来の負担を軽減します。

【27年度までに全額を繰上償還】

(5) 公営企業の健全経営・あり方の見直し

①企業局

- ・電気事業について、国や他県の動向を注視しながら、売電契約における競争入札の導入時期を検討します。また、中期経営計画（26～29年度）に基づき、施設の老朽化対策に取り組むとともに、電力システム改革における卸規制の撤廃や将来の電源構成比率の検討結果などの影響による収入見込みの変化を捉え、適宜経営計画を見直し、健全経営の継続を目指します。

なお、今後の電気事業のあり方については、中長期的な収益性や安定性も勘案しながら幅広く検討します。 【27年度に競争入札導入時期を検討】

- ・工業用水道事業については、事故発生時等に給水を相互に補完できるネットワークの構築や地震（津波）対策の計画的実施、大雨による濁水への対策に取り組むとともに、計画的な施設補修により長寿命化や費用平準化等に努めることで健全経営を継続し、水の供給のさらなる安定化を図ります。

【29年度中に給水ネットワークを運用開始】

②病院局

- ・県立病院については、医業収支の赤字が拡大しつつある中、今後実施を予定している大規模改修工事により、患者数の減少も懸念されることから、医業収益の確保や診療材料費、薬剤費の削減など医業費用の低減、また、診療報酬に応じた収益確保のための人員配置に取り組むなど、徹底した経営改革を推進します。

また、経営基盤強化を一層行うことにより、一般会計からの繰出金の削減を図ります。 【27年度から中期事業計画（第3期）に沿って徹底した経営改革を実施】

(6) 危機に対応できる機動的な行財政運営

当面の行財政運営については、上記（1）～（4）に掲げた各項目に着実に取り組むことにより、行財政基盤の強化を図ります。

しかしながら、国内外の社会経済情勢の先行きは不透明であり、現在の予測を超える緊急事態の発生も想定しておく必要があります。

このため、地方交付税をはじめとする国の地方財政対策の動向等を常に注視する一方、諸情勢の急変により、仮に本県財政の急激な悪化が予見される場合には、人件費を含む歳出削減の徹底やマイナスシーリング方式の復活に加え、予算の執行停止などの緊急措置も視野に置き、機動的な対応を行います。

3 資産マネジメントの強化

(1) 県有財産の利活用推進

現行の新県有財産利活用推進計画（21～27年度）の実績を踏まえ、現行計画における未処分財産や新たに生じた未利用財産の有効活用、未導入施設へのネーミングライツの拡大や広告収入の確保などに取り組むため、27年度中に県有財産総合経営計画（仮称）を策定し、着実に実行します。

① 県有財産の売却・有効活用

(i) 未利用財産の売却・有効活用

- ・高校改革推進計画により廃止された学校施設、旧浅海研究所（豊後高田市）、大分東警察署（大分市）等の新たに生じた未利用財産については、まず、県内部において活用や処分方針を決定し、新規就農支援や定住対策の拠点施設として市町村に優先的に売却したうえで、さらに未利用となる場合は、一般競争入札により売却等を行います。また、組織改正等により生じた庁舎等の空きスペースについても、引き続き有効活用します。【継続実施】

[処分可能な土地の例]

旧県立三重病院	敷地面積：73,965.75㎡	延べ床面積：10,759.26㎡
旧臼杵商業高校	敷地面積：46,608.14㎡	延べ床面積：11,367.74㎡
旧大分東警察署	敷地面積：5,810.72㎡	延べ床面積：2,230.38㎡
旧浅海研究所	敷地面積：4,555.58㎡	延べ床面積：1,988.22㎡

- ・未利用となった職員宿舎・住宅については、新規就農支援や定住対策等、地域活性化に資する施設として活用が図れるように、市町村と連携します。その結果、市町村での活用が図れないものについては、民間への売却を進めます。【継続実施】

- ・県有施設等への自動販売機設置については、原則として公募入札による貸付に切り替え、貸付料収入の拡大を図ります。【継続実施】

- ・県管理ダムについては、電力の固定価格買取制度を活用して放流水による小水力発電を導入し、流水占用料等の確保を図ります。【30年度から随時導入】

(ii) 出資金、出捐金及び株式の見直し

県が行った出資、出捐や保有する株式について、その設立当初の目的が達成される等、県の財政的関与の必要性が薄れたものについては、22年度の包括外部監査の指摘や団体の経営状況等を考慮した上で、出資関係の解消や財産として売却する等の有効活用を検討します。【28年度から実施】

○出資関係の解消について検討を行う団体

- ・ 設立当初の目的が達成され、今後も引き続き安定した運営が期待できる団体
- ・ 特定地域に活動範囲が限られ、全県的な役割が薄い団体
- ・ 施設の管理が主たる業務になっており、政策的関与の必要性が薄い団体

○団体が保有する基金の有効活用

- ・ 県費補助金等により造成した果実運用型基金の有効活用の検討

②ネーミングライツ・広告収入等の拡大

ネーミングライツの導入や広告収入の拡大、各種大会やイベントへの企業協賛金の導入など、県民の理解を得ながら企業とのパートナーシップにより、様々な手法を柔軟に活用して収入を確保することで、事業や施設の維持管理にかかる負担を軽減します。

- ・ ネーミングライツについては、新たな施設への導入拡大に取り組むとともに、企業・団体からの寄付を道路照明灯の維持管理費等に活用する「おおいた灯りのサポーター」の拡大に努めます。 **【継続実施】**
- ・ 大分農業文化公園、県営住宅、職員住宅等の施設について、広告の設置を検討し、収入の確保に取り組みます。また、県庁舎内における広告スペースの拡大に努めます。 **【28年度から実施】**
- ・ ホームページや広報誌については、広告スペースを確保し、掲載料の増収に努めます。 **【27年度から実施】**

(2) 公共施設等の総合的な管理

①公共施設等の計画的な保安全管理

県有建築物の約52%が築30年以上経過し、公共インフラ施設についても、10年後には橋梁の約50%が50年を経過するなど、今後、公共施設等の老朽化が一層進行していくことから、27年7月に策定した「大分県公共施設等総合管理指針」に基づき、施設の長寿命化により財政負担の軽減・平準化を図ります。

(i) 県有建築物

- ・社会情勢の変化や施設の利用状況などを総合的に勘案した上で、必要性が認められない施設については、用途廃止や集約化を行い、施設総量の縮小を図ります。

【27年度から実施】

- ・県有財産経営室に施設保全推進班を設置するとともに、関係課で構成する県有建築物保全工事調整会議において、保全工事の優先順位付けを行い、計画的に予防保全による長寿命化に取り組み、財政負担の軽減・平準化を図ります。

【27年度から対象施設を拡大】

- ・新たな施設の整備に当たっては、まず、既存施設の有効利用を検討し、整備を行う場合には、必要な機能や面積などを精査して過大な施設とならないよう留意するとともに、PFIやネーミングライツなどの民間活力の導入を検討します。また、公共施設のリノベーションの実施に向けた仕組みづくりを進めます。

【継続実施】

[長寿命化を実施した場合の改修・更新経費の見込み(県有建築物)] (P4参照)

(ii) 公共インフラ施設(橋梁、トンネル等)

- ・施設の機能を将来にわたって確実に発揮させるため、点検・診断を定期的に行い、補修・補強対策の優先順位を明確にした上で、適切な時期に保全工事を実施し、長寿命化を図ります。

【継続実施】

- ・施設の新設・更新に当たっては、社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案した上で、必要性や費用対効果等を十分に検証するとともに、必要性が認められない施設については、廃止します。

【継続実施】

- ・県管理道路のうち、バイパス工事等により交通量が減少し、幹線道から地域の生活道へと役割が変わった区間については、地元市町村と協議し、31年度までにその延長の半分を市町村道へ移管できるよう計画的に事務処理を進めます。

【31年度までに延長の半分の移管を目指す】

- ・ 県営土地改良事業で整備した土地改良財産のうち、市町村への譲与が未了となっている土地改良財産については、31年度までに譲与を完了できるよう計画的に事務を進めます。 【31年度までの譲与完了を目指す】
- ・ 県管理漁港については、市町村の意向を尊重しつつ、可能なものから市町村への移管を検討します。 【27年度から実施】

②庁舎等維持管理費の見直し

庁舎や公共施設の管理運営経費については、契約方法の見直しや省エネ器材の導入などにより、節減します。

- ・ 電力調達については、県庁舎本館、新館、別館に加えて他の県有施設もグループ化して一般競争入札を実施することにより、電気料金を節減します。加えて、今後予定されているさらなる電力の自由化や新電力の電力供給状況を踏まえ、引き続き、一般競争入札対象施設の拡大に努めます。
また、指定管理者制度導入施設等についても、入札等の有利な電力調達手法の導入を推進します。 【27年度から実施】
- ・ 機械警備、清掃等の委託業務についても、近隣の複数庁舎等による一括入札の拡大を検討し、さらなる委託料の節減を図ります。 【27年度から対象庁舎を検討】
- ・ 道路や庁舎の照明については、器材の更新に合わせてLED照明の導入を段階的に進め、電力消費量の抑制とライフサイクルコストの低減を図ります。 【随時実施】

(3) 公の施設等の見直し

①施設のあり方を見直し

県が保有する施設の必要性を再検証し、県有施設としての必要性が薄れている施設の廃止・縮小、市町村や民間で有効活用が見込まれる施設の移管等に取り組みます。

また、県有施設として継続する施設についても、必要に応じて今後の施設の運営方針を見直し、魅力ある施設としての再生を図ります。

(i) 抜本的見直し

施設名	見直しの内容	実施時期
社会教育総合センター (別府市)	設置後29年が経過し、市町村や民間の生涯学習講座が充実しており、県民の学習の場を県が直営で提供する必要性が薄れたことから、継続を要する事業の社会教育課等への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について検討します。	31年度までに検討
総合体育館 (大分市)	新たに整備する屋内スポーツ施設が総合体育館の機能を代替できること等から、屋内スポーツ施設完成後、県有施設としては廃止します。	屋内スポーツ施設完成後に廃止

(ii) 市町村や民間による活用を検討

施設名	見直しの内容	実施時期
長者原オートキャンプ場・長者原園地 (九重町)	市町村や民間による活用が期待できる施設として、施設のあり方を検討します。	指定管理期間の終期を目途にあり方検討
リバーパーク犬飼 (豊後大野市)	(指定管理期間の終期) ・長者原オートキャンプ場 及び長者原園地 : 30年度	
庄内屋内競技場 (由布市)	・リバーパーク犬飼 : 29年度 ・庄内屋内競技場 : 30年度	

(iii) 利用促進策の実施

施設名	見直しの内容	実施時期
大分農業文化公園 (杵築市、宇佐市)	中期事業計画に基づき、公園の利用促進やサービス向上に取り組みます。	28年度からの次期指定管理期間で本格実施

施設名	見直しの内容	実施時期
マリンカルチャーセンター (佐伯市)	中期事業計画を策定し、センターの利用促進とサービスの向上に取り組むとともに、将来的な施設のあり方についても検討します。	27年度に中期事業計画を策定

②指定管理者制度や民間委託の導入・拡大

民間活力を導入することでサービスの向上や経費の低減が見込まれる施設については、指定管理者制度や民間委託の導入・拡大を図ります。また、今後整備を行う県立屋内スポーツ施設についても、指定管理者制度の導入を検討します。

施設名	見直しの内容	実施時期
別府港北浜ヨットハーバー (別府市)	浮棧橋の使用率改善による収入確保や管理費の節減、体験教室の開催等のサービス向上を目指し、指定管理者制度を導入します。	28年度に指定管理者制度導入
香々地青少年の家 (豊後高田市) 九重青少年の家 (九重町)	学校支援機能の維持に配慮した上で、閑散期の施設の運営効率の改善やサービスの向上、維持管理費の節減を目指し、指定管理者制度を含めた民間活力の導入を検討します。	31年度までに検討
県立図書館 (大分市) 歴史博物館 (宇佐市)	業務内容を精査し、民間委託の拡大を検討します。	29年度を目途に民間委託を拡大

③指定管理者制度導入施設のサービスの向上

- 指定管理者制度を導入している施設については、引き続き、外部評価や利用者満足度調査に基づき、利用者の視点に立った管理運営の充実を図ります。また、新たにサービス向上の取組等について指定管理者や施設所管課相互の情報共有を行うなど、一層のサービスの向上に努めます。 【27年度から実施】

4 組織の見直し・人材の育成活用

(1) 組織・機構の見直し

新長期総合計画の実行を確実に下支えするため、他県に比較して人員が多い行政分野においては効率化を図るとともに、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、簡素で効率的な組織・機構の構築を図ります。また、外部委託・指定管理などによる業務のアウトソーシングも検討し、組織のスリム化を図ります。

部局横断の課題に対しては、プロジェクトチームやワーキンググループなどの既存の組織の枠にとらわれない方法を積極的に活用し、機動的・効率的な人材の活用に努めます。

①知事部局

- ・本庁については、行政評価の結果等に基づいた業務の見直しや業務のアウトソーシングを進めるとともに、新たな政策に取り組むための体制を構築します。
- ・地方機関については、現場のニーズに合わせた行政サービスの見直しや事務所・職員の配置の見直し、効率化を行います。

[主な取組例]

- ・県税事務所については、市町村との連携を一層強化するとともに、業務の効率化と専門性の向上を図るため、県民の利便性や税収の確保、税制改正への対応なども考慮しながら、事務所体制や人員配置のあり方を検討します。

【30年度までに実施】

- ・職業訓練機関については、「まち・ひと・しごと創生」で進める雇用拡大の取組に対応できるよう、27年度に策定する第10次職業能力開発計画に基づいて訓練科目の見直しを行います。

【28年度から実施】

- ・農林水産関係機関については、27年度に策定する新「農林水産業振興計画」に基づき、農林水産業の構造改革を加速するため、生産・流通現場の変化に即した重点化を図ります。

【28年度から実施】

- ・土木事務所については、災害発生時に迅速に対応できる機能・体制の維持に配慮した上で、事務の効率的な執行を図る観点から、事務所ごとの事業量を勘案し、課や班のあり方や人員配置の見直しに取り組みます。

【28年度から実施】

- ・試験研究機関については、新長期総合計画に掲げる施策推進のため、試験研究課題を重点化するとともに、現場ニーズに即応し、研究成果を早期に発揮できる体制の構築を図ります。また、外部資金の確保についても引き続き取り組みます。

【継続実施】

②教育委員会

社会教育施設のあり方を見直し、必要性が薄れている施設の廃止や民間活力の導入により県民サービスの向上、経費の低減が見込まれる施設については、指定管理者制度の導入や民間委託の導入拡大を図ります。

- ・社会教育総合センターについては、設置後29年が経過し、市町村や民間の生涯学習講座が充実しており、県民の学習の場を県が直営で提供する必要性が薄れたことから、継続を要する事業の社会教育課等への移管や民間委託と併せ、施設については廃止も含めた利活用のあり方について検討します。

【31年度までに検討】 [再掲]

- ・香々地青少年の家及び九重青少年の家については、学校支援機能の維持に配慮した上で、閑散期の施設の運営効率の改善やサービスの向上、維持管理費の節減を目指し、指定管理者制度を含めた民間活力の導入を検討します。

【31年度までに検討】 [再掲]

- ・県立図書館及び歴史博物館については、業務内容を精査し、民間委託の拡大を検討します。

【29年度を目途に民間委託を拡大】 [再掲]

③警察本部

- ・鑑識科学センターの建設・移転を行い、分散配置されている本部各課を県庁舎内に移転集約することにより、業務の効率化を図ります。【31年度までに実施】
- ・交番・駐在所については、県内の社会情勢や治安情勢の変化を踏まえ、配置見直し計画を策定し、適正配置を実践します。【31年度までに実施】

(2) 審議会等の効率的な運営と多様な意見の反映

審議会等については、社会経済情勢の変化等に応じて必要性を常に点検し、効率的・効果的な設置・運営に努めるとともに、県民からの多様な意見を反映させるため、公募委員や女性委員の積極的な登用を推進します。【継続実施】

(3) 公社等外郭団体等の見直し

県行政と密接な関係を持つ公社等外郭団体については、21年9月に策定した「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、各団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、組織効率化等の指導及び助言を行うとともに、県の財政・人的関与のあり方についても抜本的な見直しを行います。

また、その結果に基づいて、各団体の現行「見直し方針」を改定し、団体と共同して着実に実行するとともに、民間有識者で構成する行財政改革推進委員会や県議会への報告、ホームページ等での公開によって説明責任を果たしていきます。

【見直し方針の改定は27年度に実施】

①組織・運営体制の見直し

各団体の運営状況等を適切に把握し、団体の自主性を尊重しつつ、必要に応じて組織・機構のスリム化や運営体制の見直し等に取り組むよう指導監督を行います。

[主な取組例]

- ・経営が悪化していた（公社）大分県漁業公社については、26年度の黒字転換を踏まえ、今後とも安定した経営が続けられるよう、29年度までに事業執行体制のあり方を検討します。 【29年度までにあり方を検討】

②財政的関与の見直し

（i）出資金、出捐金及び株式の見直し

県が行った出資、出捐や保有する株式について、その設立当初の目的が達成される等、県の財政的関与の必要性が薄れたものについては、22年度の包括外部監査の指摘や団体の経営状況等を考慮した上で、出資関係の解消や財産として売却する等の有効活用を検討します。 【28年度から実施】 [再掲]

○出資関係の解消について検討を行う団体

- ・設立当初の目的が達成され、今後も引き続き安定した運営が期待できる団体
- ・特定地域に活動範囲が限られ、全県的な役割が薄い団体
- ・施設の管理が主たる業務になっており、政策的関与の必要性が薄い団体

○団体が保有する基金の有効活用

- ・県費補助金等により造成した果実運用型基金の有効活用の検討

（ii）補助金・委託料の見直し

補助金については、県直営事業と重複しているものや実施効果が認められないものは廃止するなど、随時その必要性を検証します。

また、委託料については、団体の持つ専門的知識、技術等の活用状況やその成果について検証し、その契約に当たっては、一般競争入札等民間企業等との公正な競争によることを原則とします。随意契約による場合については、その理由や仕様等を再検証し、透明性、公正性の確保に努めます。 【継続実施】

③人的関与の見直し

(i) 役員就任の見直し

公社等外郭団体への県職員の役員就任については、団体の業務が県行政と密接不可分であり、施策を推進する上で、県の一定の関与の必要性が認められる場合のみ行うものとし、毎年度見直しを行い、その必要性に応じて廃止・縮小します。

[主な取組例]

- ・(公財)大分県環境管理協会 [27年5月現在：5名]
3名に削減するとともに、人的関与を必要最小限とするよう随時見直しを行います。 【27年度に3名に削減】

(ii) 県職員派遣の見直し

公社等外郭団体への県職員の派遣については、現場主義の実践など県職員の人材育成の観点も含め、その必要性和派遣人員・期間などについて常に検討を行い、団体の自主性・独立性にも配慮し、適正化に努めていきます。

[主な取組例]

- ・(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団 [27年7月現在：11名]
財団職員の育成等により、職員派遣を見直します。
- ・(公財)大分県産業創造機構 [27年7月現在：8名]
機構職員の育成等により、職員派遣を見直します。
- ・大分県土地改良事業団体連合会 [27年7月現在：1名]
農業用基幹水利施設等の保全計画策定後に職員派遣を見直します。
- ・(公財)大分県建設技術センター [27年7月現在：2名]
センター職員の育成等により、職員派遣を見直します。

(iii) 再就職における公平性・透明性の確保

公社等外郭団体への県退職者の再就職については、県民の理解と納得が得られるよう、各団体の要請に基づき、人材活用支援センターから人材情報を提供し、再就職の状況を毎年度公表等することにより、透明性の確保に引き続き努めます。

【継続実施】

④任意団体の見直し

- ・県の庁舎内に事務局を置く任意団体については、引き続き、必要性の点検や事務局体制の見直しを進めるとともに、資金の管理や人的支援を含め、適正な運営を確保するよう指導します。【継続実施】

(4) 人材の育成と活用

高度化・多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくため、行財政を取り巻く環境や職員構成が大きく変化していく中であっても、職員一人ひとりの意欲や能力を向上させることにより、最小限のコストで最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、政策県庁を支える人材の育成と活用に努めます。

また、「教育県大分」を担う人材の確保・育成等に向けた「公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、教職員の意識改革や資質能力の向上に努めるとともに、県民の期待と信頼に応える強い大分県警察の確立に向けた精強な警察官・警察職員の人材育成に取り組みます。

①人材の育成

(i) 職員研修の充実

- ・職員の職務遂行に必要な知識・技能の修得、管理監督者の人材育成や組織マネジメントの能力向上を図るため、新たに研修の効果測定を導入し、さらなる研修の充実に努めます。【27年度から実施】
- ・市町村職員との合同研修では、人口減少社会の克服や地方創生の取組に向けた県と市町村の連携を一層促進するため、人的ネットワークの構築・拡大を目指して、講座数や受講者数の拡大に努めます。【27年度から実施】
- ・「地域政策スクール」については、県と市町村の政策連携を視野に入れ、市町村からの提案によるテーマも設定します。【27年度から実施】

(ii) 人事管理を通じた人材育成

- ・異なる組織風土や業務を経験することを通じて、幅広い視野と新たな発想を養うため、国や他の地方公共団体、民間企業などとの人事交流や派遣研修を拡充します。【継続実施】
- ・職員が将来を見据え、主体的に自らのキャリア形成を意識し、進んでそのための能力開発に取り組むよう、「キャリア開発プログラム」の定着を図るとともに、管理監督職員の部下育成能力、特に所属長のマネジメント力の向上に取り組まします。【27年度から実施】

- ・「キャリア開発プログラム」の定着と併せて、現行のエキスパート制度を見直し、高い専門能力を備えつつ、広い視野で政策の実行に貢献できる人材を育成します。【27年度から実施】

(iii) 人事評価制度の活用

- ・職員の人材育成と組織の活性化、さらには行政目標を達成するため、複数評価者制度を取り入れた新たな人事評価制度を導入し、評価結果を給与へ反映するなど、能力と実績に基づく人事管理を徹底します。併せて、評価結果を職員に開示し、所属長面談や日々の業務を通じた適切な助言・指導により、職員の自発的な能力開発を促します。【28年度から実施】

(iv) 人材育成を促す環境づくり

- ・新規採用職員に業務内外に必要なサポートを行う指導担当者やグループアドバイザーを引き続き配置するなど、若手職員の育成に努めます。また、女性職員が活躍できる環境を創出するため、キャリア形成等を支援するメンター制度の充実に努めます。【継続実施】

②人材の活用

- ・大分県職員としてのやりがいや魅力を積極的に情報発信し、リクルート活動を強化するとともに、社会人経験者採用の拡大など多様な採用方法の実施により、政策県庁を支える優秀な人材の確保に努めます。【27年度から実施】
- ・女性職員の増加に合わせて、女性職員が活躍できる機会を広げるため、幅広い分野に配置し、能力や実績に応じて指導的なポストへの登用を積極的に進めるとともに、女性職員の新たな登用目標を「第4次おおいた男女共同参画プラン」や国・他の地方公共団体の状況等を踏まえ設定します。
また、産育休からの円滑な職場復帰支援を目的とした休業中の研修参加など、女性職員のライフステージに合わせた働きやすい環境づくりに努めます。
【27年度に女性職員登用目標を設定】
- ・今後も増加が見込まれる定年退職後の再雇用職員については、これまでの経験を活かせるポストや産育休職員の代替としての配置に加え、増加する若手職員の育成を目的とした現場アドバイザーとしての配置など、知識・技術の継承に資する配置を積極的に行います。【継続実施】

- ・職員健康管理指針に基づき、職員の健康管理対策を実施することで、職員の心身の健康保持と、職務を継続的に遂行できる環境を整備し、県民ニーズにしっかりと対応できる体制を確保します。また、新たな健康課題への対応やこれまでの取組の成果を踏まえ、指針の見直しを行います。 【28年度に指針の見直し】

(5) 職員の意識改革と業務の効率化

① O I T A チャレンジ運動の推進

県民のニーズを的確に捉え、高い政策形成能力でそれらに応える「政策県庁」の実現に向けて、職員一人ひとりが主体的に業務の見直し等を行う「O I T A チャレンジ運動」をさらに推進し、県民サービスの向上と業務の効率化に努めます。

- ・職員一人ひとりが身近な業務の改善を行う「業務改善」、他の所属等の業務改善を提案する「アイデア提案」に加え、職員間の知識・ノウハウの共有を図る仕組みを積極的に活用し、職員の意識改革と業務改善を進めます。 【継続実施】

② 積極的な県政情報の発信

業務の効率化に係る取組を進め、行政経費やストック情報などの行政情報を積極的に発信する「見える化」を図り、情報開示に努めます。

県政への県民の理解と信頼を高めるため、研修等を通じて広報スキルの向上を図るとともに、職員一人ひとりが「広報広聴パーソン」であるという意識をもって積極的な情報発信や県民ニーズの把握に努めます。

また、県政の情報発信に当たっては、記者会見やプレスリリースなどを通じて報道機関へ積極的に働きかけるパブリシティを推進します。 【継続実施】

③ I C T（情報通信技術）の活用による業務の効率化と県民の利便性向上

行政サービスの質を向上し、最小の経費で最大の効果を発揮するため、I C Tを積極的に活用して事務の簡素化・効率化・迅速化を進めます。

[取組の具体例]

- ・県立学校に「総務事務システム」を導入し、これまで紙媒体で処理していた教職員の旅費支給や手当認定等の総務事務の電子化を図ります。

【28年度から実施】

- ・29年7月から運用されるマイナンバー制度の情報提供ネットワークを利用することにより、特別児童扶養手当申請時の住民票等の添付を廃止するなど、社会保障や税の手続における事務の簡素化を図ります。

【29年度から実施】

- ・自動車購入（登録）時に必要な税の申告手続や車庫証明申請など、行政機関の各種手続をオンライン上で常時一括して行うことができるワンストップサービスを導入します。【29年度から実施】
- ・庁内のサーバー運用については、クラウド移行化計画に基づいてクラウド化を行い、経費削減やシステム管理の効率化、災害への対応強化を図ります。【30年度までに計画的に実施】
- ・職員が利用できる庁内ポータルサイトを活用し、職員・組織が保有する情報や知識、業務上のノウハウを蓄積・共有するナレッジマネジメントを推進し、業務効率の向上に取り組みます。【継続実施】

④ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・27年度に新たに策定した次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により、育児を行う職員を職場で支え合う環境づくりや職員一人ひとりの意識改革に努めます。【27年度から実施】
- ・職員の多様な働き方を支援するため、ICTの活用により勤務公署以外でも勤務を可能とするサテライト・オフィスや在宅勤務を推進するとともに、時差通勤や育児短時間勤務制度の利用促進に努めます。【継続実施】

5 多様な主体との連携・協働の推進

(1) NPO等民間との協働の推進

国・地方を通じて、NPOや企業等の公的サービスへの参画により、民間の知恵や資金などを有効活用し、公共サービスの効率化や質の向上を実現することが求められているところです。本県においても、アウトソーシングや指定管理の拡大、PFIの導入検討など、公的サービスへの民間の参画を進めます。

また、公益活動に強い意欲を持ち、機動性のあるNPOや専門的知識や技術を持った企業などと協働することで、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供が可能となります。このため、24年に策定した「大分県におけるNPOとの協働指針」に基づき、NPO、地域団体、企業等との協働をさらに進めるとともに、これらの団体や活動の核となる担い手の確保・育成に取り組みます。

協働の推進に当たっては、NPO現場体験研修や各部局ごとに行う協働研修などを通じて、職員の協働意識の向上を図ります。

[取組の具体例]

- ・NPOとの協働に向けた支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、行政だけでは手の届きにくい地域課題の継続的な解決に向け、NPOと県の双方から提示する提案公募型事業を実施し、協働モデルを創出します。
【27年度から実施】
- ・地域住民による県管理道路の草刈りや花植えなどの道路美化活動を支援し、地域との協働による効果的な道路管理体制を推進します。
【継続実施】
- ・コンビニエンスストア等との包括協定に基づき、県産品の商品開発や効果的な観光情報発信を進めるとともに、地域住民の生活拠点として定着している特性を活かし、高齢者等の見守り活動など新たな分野における提携を進めます。
【継続実施】
- ・新たな施設の整備に当たっては、PFIやネーミングライツなどの民間活力の導入を検討するとともに、公共施設のリノベーションの実施に向けた仕組みづくりを進めます。
【継続実施】 [再掲]
- ・限られた人的資源を有効に活用するため、これまでの施設管理等に係る業務に加え、定型的な行政サービス等についても、県民サービスの向上が図られる事務や民間委託の方が効率的な事務について、アウトソーシングを拡大します。
【継続実施】 [再掲]

(2) 市町村との連携

人口減少社会の到来に伴い、生産・需要の減少などによる地域経済の縮小、社会保障関係費の増大、公共施設の老朽化など様々な課題に対応するため、県・市町村ともに行財政改革を推進することが求められています。県や市町村が有する総資源（ヒト、モノ、カネ、情報等）を有効に活用し、住民の福祉を効率的・効果的に増進するため、市町村との連携を一層推進していきます。

①市町村行財政基盤の強化

- ・市町村行財政の「見える化」について、「大分県市町村行政支援ポータルサイト」の活用などにより、税財政や定員・給与、主要な政策の推進状況など、市町村の行財政の状況をわかりやすく住民に情報提供し、市町村の行財政運営の健全化・効率化を促進します。【継続実施】
- ・住民ニーズが高度化・多様化する中で、地方行政を担う職員一人ひとりの政策形成能力・業務遂行力を向上させることが求められているため、市町村職員の専門的知識や技術の習得等を図り、市町村行政の能率的な運営に資するよう、市町村職員実務研修の内容の充実や受入者数の拡大に努めます。【継続実施】
- ・個人県民税については、従来から取り組んでいる県徴収職員の市町村への派遣に加え、さらなる徴収率向上のため、市町村との新たな徴収連携方策を検討し、実施します。【28年度から実施】〔再掲〕
- ・地域住民に身近な行政サービスは、住民に身近な基礎自治体で行うことができるようにするとともに、市町村が地域の実情や住民のニーズに沿った行政を総合的に担い、個性豊かで活力に満ちた地域づくりに取り組めるように、住民の利便性の向上を念頭に入れた権限移譲を進め、権限移譲後の円滑な事務の執行を支援します。【継続実施】

②市町村間の水平連携と県による垂直補完等の推進

- ・定住自立圏構想等の市町村間の広域連携について、各種助言や情報提供を充実させるとともに、県と市町村との施策の連携を図ります。【継続実施】
- ・県が広域的かつ高い専門性を有する行政機関であることを生かし、福祉、農林水産、土木建築、ICTなどの分野において、専門職員の派遣やシステムの共同化などの支援を行うことで、低コスト化や行政事務の高度化を促進します。【継続実施】

- ・ 県が保有する施設の必要性を再検証し、県有施設としての必要性が薄れている施設の廃止・縮小、市町村や民間で有効活用が見込まれる施設の移管等に取り組みます。また、未利用となった職員宿舎・住宅については、新規就農支援や定住対策等、地域活性化に資する施設として活用が図れるよう市町村と連携していきます。

【継続実施】 [再掲]

(3) 県を越えた広域連携

各県に共通する行政課題について、県単独で対応するよりも複数の県による課題解決に向けた取組が効率的・効果的であることから、九州地方知事会において、共同して政策を作り上げ、連携して実行していく「政策連合」により、広域的な課題の解決に取り組みます。また、経済団体と九州地域戦略会議を設置し、官民一体となって地域の発展に取り組んでいます。

さらに、九州各県をはじめ、関西広域連合や中国・四国各県などとも広域的連携の視点に立った政策を様々な分野において展開することにより、県の政策の高度化・効率化を図ります。

[取組の具体例]

- ・ 九州地域戦略会議が26年12月に設置した4つの地方創生プロジェクトチームにおいて企画立案した九州UIJターン就職応援フェアの開催等の具体的な取組について、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分の活用も視野に入れて、各県と経済界とで連携して取組を進めます。 【27年度から実施】

- ・ 津久見高等学校海洋科学学校の大型実習船の代船建造について、香川県と共同で行い、両県水産業の特性を活かした人材育成や実習船の更新を行うとともに、運航経費の節減を図ります。

【27年度から検討、31年度から運航開始】

IV 進行管理等

1 計画期間

27年度の策定時から31年度までとします。
新長期総合計画を支える行財政基盤の強化を目指し、新長期総合計画の中間見直し
年である31年度までの計画とします。

2 進行管理

本アクションプランの実行に当たっては、知事を本部長として副知事及び各部署
長等で構成する「行財政改革本部」による内部的な進行管理を行うとともに、民間
有識者を委員として構成する「行財政改革推進委員会」を通じて外部的な進行管理
も併せて実施します。

なお、進捗状況については、毎年度、各項目ごとの具体的な取組内容を分かりや
すく整理し、県議会行財政改革・グローバル戦略特別委員会に報告するとともに、
ホームページ等により、県民の皆様へお知らせします。

3 大分県行財政改革アクションプランの改訂

今後の国内外の社会情勢の変化や、地方財政対策の動向など、本県を取り巻く環
境に著しい変化が生じる場合は、必要に応じて本アクションプランの改訂を行いま
す。

今後の財政収支見通し

【作成にあたっての考え方】

この見通しは、平成27年度7月補正予算案をベースに、国の①経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針2015H27.6.30閣議決定)、②中長期の経済財政に関する試算(H27.2.12内閣府公表)、③平成27年度地方財政計画(H27.2.17閣議決定)等を参考に現行制度を前提として試算したものである。

(単位:億円)

区分	前提条件	27年度 (7月補正後)	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 県税・交付税・臨財債等	・ 27年度の地方財政計画を踏まえて推計(ただし、それぞれの歳入項目については個別要素を反映)	3,865	3,882	3,943	4,078	4,102
うち県税	・ 国の「中長期の経済財政に関する試算」における経済再生ケースの名目成長率を1年遅れで反映(H28:2.7%、H29:3.3%、H30:3.1%、H31:3.9%) ・ 消費税率等の引上げ(H29.4:8%→10%)など税制改正内容を反映	1,216	1,271	1,354	1,455	1,509
うち交付税・臨財債	・ 一般財源総額の水準確保を前提に、県税・地方譲与税の増減額を一定割合で反映 ※「骨太の方針2015」では、一般財源総額の水準確保は、「30年度まで」と明記されており、31年度については言及されていない。	2,021	2,015	1,966	1,911	1,873
(2) 国庫支出金	・ 人件費(義務教育教員分)、社会保障関係費、投資的経費等に連動 ※県立スポーツ施設等の整備に対する国庫の確保が課題	909	916	929	940	920
(3) 県債(通常債)	・ 投資的経費に連動	430	446	439	449	429
(4) その他収入	・ 分担金及び負担金については、投資的経費等に連動 ・ 諸収入については、市町村振興資金貸付金償還見込み等を反映 ・ 繰入金については、国の補正に伴う各種基金事業の終了等を反映	796	766	763	763	745
計		6,000	6,010	6,074	6,230	6,196
(1) 義務的経費		3,247	3,243	3,264	3,309	3,312
① 人件費		1,577	1,560	1,550	1,559	1,534
給与費等	・ 現員数(16,067人:H26.12.1現在)をベースに、退職者と新規採用者の給与差額(新陳代謝)等を反映 ※人勸による給与改定は見込んでいない。	1,429	1,413	1,401	1,388	1,372
退職手当	・ 退職者見込み H27~31:3,564人	148	147	149	171	162
② 社会保障関係費	・ 個別経費ごとに過去3年間の平均伸び率等を踏まえて推計(伸び率 H28:4.6%、H29:3.7%、H30:2.8%、H31:2.8%)	764	799	829	852	876
③ 公債費	・ 各年度の発行見込額に基づき推計 ・ 利率は、国の「中長期の経済財政に関する試算」における経済再生ケースの名目長期金利を反映	906	884	885	898	902
(2) 投資的経費		1,269	1,253	1,264	1,288	1,223
① 普通建設補助・直轄	・ 県立屋内スポーツ施設、鑑識科学センターなどの整備事業については個別に積上げ、公共事業等については27年度と同額で計上	860	829	852	869	819
② 普通建設単独	・ 県立芸術文化短期大学などの整備事業については個別に積上げ、その他は27年度と同額で計上 ※知事部局施設の保全については年20億円を計上(5年間で10億円、公共施設等総合管理指針では138億円と試算)	294	310	298	305	290
③ 災害復旧事業	・ 28年度以降は通常ベース	115	114	114	114	114
(3) その他経費	・ 国の補正に伴う各種基金事業や消費税率引上げの影響分等については個別に積上げ、その他は27年度と同額で計上	1,570	1,594	1,631	1,745	1,766
計		6,086	6,090	6,159	6,342	6,301

(単位:億円)

区分	前提条件	27年度 (7月補正後)	28年度	29年度	30年度	31年度
財調用基金取崩し額 (歳入一歳出)	—	△ 86	△ 80	△ 85	△ 112	△ 105
前年度決算剰余金	・ 条例に基づき、決算剰余金の3分の2以上を財政調整用基金へ積立て、過去の実績により11.5億円を計上	18	15	15	15	15
歳入確保・節約等 (高度化指針の取組継続)	・ 行財政高度化指針の取組を継続することで、歳入確保や節約等に努め、毎年度40億円を捻出 ※ 地方財政全体の状況や今後の取組状況等により、確保が困難となる場合もあり得る。	0～40	0～40	0～40	0～40	0～40
財政調整用基金残高	—	367～407	302～382	232～352	135～295	45～245

※ 大分県行財政高度化指針(H24～27)における計画最終年度の基金残高は323億円

(単位:億円)

県債残高	—	10,440	10,414	10,381	10,351	10,305
うち臨時財政対策債除き	—	6,616	6,454	6,333	6,238	6,155

(単位:億円)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
行革効果(上乗せ確保額)	2	16	20	23	18	79
財政調整用基金残高 (行革効果反映後)	369～409	320～400	270～390	196～356	124～324	

行革効果(上乗せ確保額)の内訳

(単位:億円)

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	合計
取組項目	1 歳入の確保						
	県税収入のさらなる確保		0.5	0.9	1.4	1.8	4.6
	基金等の見直し	0.4	1.7	0.1	0.1	0.1	2.4
2 歳出の見直し	事務事業の見直し		7.3	10.6	10.9	13.3	42.1
	義務的経費の見直し		0.4	0.3	0.3	0.2	1.2
3 資産マネジメントの強化	県有財産の利活用推進		4.5	6.3	8.3	1.4	20.5
	公共施設の総合的な管理等	1.4	1.4	1.6	1.6	1.6	7.6
行革効果(上乗せ確保額)合計		1.8	15.8	19.8	22.6	18.4	78.4

用語解説

■アルファベット

○ICT(Information and Communication Technology)

情報・通信に関する技術。パソコンはもちろんのこと、電子黒板・実物投影機・動画教材・プレゼンテーションソフトなどを活用するもの。

○NPO(Non Profit Organization)

「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民活動団体のほとんどがNPOということになる。「NPO」と「NPO法人」の違いは、数多くの「NPO」の中で、NPO法に基づき県知事などからの設立の認証を受けたものが「NPO法人」であり、法人設立の手続きや運営をNPO法に基づいて行っている。

○PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

■か行

○基礎的財政収支(プライマリー・バランス)

国債や地方債の償還金を除いた歳出と、国債や地方債の発行収入を除いた歳入との収支のこと。

○クラウド化(クラウドコンピューティング)

従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、ユーザーがネットワーク経由で、サービスとして利用する方式のこと。

■さ行

○サービサー(債権回収会社)

債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権者から委託または譲渡を受けて、特定金銭債権の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者のこと。

○財政調整用基金

経済の不況等による税収減や、災害発生等による年度間の財源不均衡を調整するための基金のこと。財政調整基金と減債基金が該当する。

○自立支援型ケアマネジメント

要支援・要介護状態の軽減・悪化防止につながる「自立支援」の考え方に基づいた介護サービス等が効果的に提供されるよう、調整を行い、支援すること。

■た行

○地域包括ケアシステム

高齢者の誰もがができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に提供できる体制のこと。

○定住自立圏構想

「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、歴史、文化等、各々の魅力を活用し、民間の担い手も含め、相互に役割分担し、連携・協力により地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策のこと。

○電力システム改革

25年4月に閣議決定された①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保の3段階からなる改革。改革により、地域を越えて電気のやりとりが容易になったり、一般家庭で電力会社や料金メニューを自由に選べるようになったり、送配電ネットワークを誰もが公平に利用できるようになることが予定されている。

○特定事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、大分県も一つの事業主としての立場から、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための行動計画を策定したもの。27年6月に第3期計画（H27～31）を策定。

○土地改良財産

農業用ダムやため池、農業用水路・道路のこと。

■な行

○ネーミングライツ

文化施設やスポーツ施設に対して、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利のこと。大分県では3施設に導入済。

■は行

○パブリシティ

県の政策や事業の内容や説明を、新聞・雑誌・ラジオ・テレビなどで記事として県内及び全国へ向けて発信すること。

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの（県税、普通交付税等）。

○ふるさと納税

ふるさと大分を応援するための寄付金のこと。大分県へふるさと納税を行う場合は、「寄付金の使い道」が選べる。

■ま行

○マイナンバー制度

複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）。

■ら行

○リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

○臨時財政対策債

地方交付税の財源不足を補うため、国の配分により発行する地方債のこと（後年度、元利償還金の全額について、地方交付税に加算される）。

■わ行

○ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みや環境をつくること。

○ワンストップサービス

ある分野に関連するあらゆるサービスを、そこに1度立ち寄るだけですべて行えるようにするサービス形態のこと。